

## 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置についての事務手続きフロー

事務手続きは以下のとおりとし、各手続きに用いる文書は様式1、2号による。

## 【受注者】

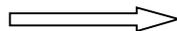
特例措置の適用を希望する場合は、通知から14日以内に申請。(期日後は受け付けない。)

受注者←工事業務



通知  
(様式1号)

受注者→工事業務



申請  
(様式2号)

## 【発注者】

労務単価の運用に係る特例措置の実施について通知。なお、様式2号による申請をもって、新労務単価等により算出された請負代金額等に契約変更を決定することを記載する。  
※ 通知日は原則契約日とする。  
(契約時に必ず本特例措置の対応が可能である旨、受注者に説明すること。)

様式2号による申請をもって、特例措置の適用を決定。

工事業務→工事担当へ連絡

設計書を変更 (参考3参照)

設計書決裁

変更契約締結  
(変更契約日は受注者との協議により決定)